



議案第六六号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例について
三朝町農業共済条例の一部を、別紙のとおり改正する。

昭和四十年九月二十四日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和四拾年九月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

(別紙)

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例(昭三九年三朝町条例第一号)の一部を次のとおり改正する。

第三条中 表のうち「及び夏」を削除する。

第五条第二項中「第三号」を削除する。

第二十条第一項中「第三号」を削除する。

第二十一条第一項中「又は表」「及び表」を削除する。

第二十二條第一項及び第二項中「又は表」を削除する。

第二十三條第一項中「表」「及び表」を、同條第二項中「又は表」を削除

する。

第二十四條第一項中「又は表」を削除する。

第二十五條第一項中「第二号」を削除する。

第二十六條第一項中「第三号」を削除する。

第二十八條第一項中「第三号」を削除する。

附則第三項中「表」については、昭和四十年産のものから「を削除する。

別表第一中「表の欄」を削除する。

附 則

この条例は、公布の日より施行し、昭和四十年十月一日から適用する。

よこの条例適用の目前にかゝる表の共済等については、これを従前の例による。